最高裁規則

○最高裁判所規則第八号

民事執行規則及び民事保全規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年四月二十四日

最高裁判所

民事執行規則及び民事保全規則の一部を改正する規則

（民事執行規則の一部改正）

第一条　民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

第百四十六条第一項中「附則第九条第一項」を「附則第六条第一項」に改める。

第二条　民事執行規則の一部を次のように改正する。

第百四十六条第一項中「第一条の二第二項」を「第二条第二項」に、「第一条の二第三項」を「第二条第三項」に改める。

（民事保全規則の一部改正）

第三条　民事保全規則（平成二年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第二号中「第一条の二第二項」を「第二条第二項」に、「第一条の二第三項」を「第二条第三項」に改める。

附　則

この規則は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

法規的告示

○こども家庭庁告示第十号

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十一号）の一部を次のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年四月二十四日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
［一～十二　略］	［一～十二　同上］
十三　算定告示別表の19の注のこども家庭庁長官が定める基準 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 イ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)　当該指定障害児相談支援事業所の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	［号を加える。］
(2)　当該指定障害児相談支援事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該指定障害児相談支援事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。	
(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該指定障害児相談支援事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。	
(4)　当該指定障害児相談支援事業所において、事業年度ごとに当該指定障害児相談支援事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。	
(5)　算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。	